

郡山市重点事業等の進行管理に関する要綱

昭和54年11月6日制定
平成2年2月1日一部改正
平成2年5月21日一部改正
平成20年6月19日一部改正
平成22年4月1日一部改正
平成22年5月24日一部改正
平成26年4月1日一部改正
〔政策開発部政策開発課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の重点事業等の進行管理に関し、必要な事項を定め、市行財政の総合的かつ効率的な執行を確保する。

(進行管理事務の総括)

第2条 重点事業等の進行管理に関する事務は、政策開発部長が総括する。

(重点事業等の決定等)

第3条 重点事業等は、毎年度当初に市長が決定する。また、追加する必要が生じた時も同様とする。

2 政策開発部長は、前項の規定により重点事業等が決定された時は、重点事業等を所管する部長等(以下「部長等」という。)に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

3 重点事業等の範囲は、次に定めるとおりとする。

- (1) 市行財政に関する重要な事業
 - (2) 市行財政の懸案事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指定する事務事業
- (重点事業等の進行管理)

第4条 部長等は、重点事業等の状況について、重点事業等進行管理表を作成し、適正に管理するものとする。

2 政策開発部長は、必要に応じ、部長等へ重点事業等の管理状況の報告を求めることができる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、重点事業等の進行管理に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和54年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成**22**年 5 月**24**日から施行する。

附 則

この要綱は、平成**26**年 4 月 1 日から施行する